安全作業手順書【東名路肩移動規制】

作成日・改正日	2025/4/1 （前回改正：2024/4/1）	現場名	東名高速道路（豊田IC～春日井IC）
機器工具・車両	規制車両、標識車	保護具	ヘルメット、安全チョッキ、安全くつ ゴム手袋（グリップの効くもの）

見積もり基準をした危険性の評価

重大性(B) 可能性(A)	○ 軽微 （不休と休業３日以内）	△ 重大 （休業４日以上）	× 極めて重大 （死亡・障害が残る）
○ ほとんど起こらない （５年に１回程度）	○○ （極めて小さい）	○△ （かなり小さい）	○× （中程度）
△ たまに起こる （１年に１回程度）	△○ （かなり小さい）	△△ （中程度）	△× （かなり大きい）
× かなり起こる （６ヶ月に１回程度）	×○ （中程度）	×△ （かなり大きい）	×× （極めて重大）

危険性又は、有害性の評価と危険度の判定基準例

危険性の見積もり	危険性の評価	危険度	判定
××	極めて重大	5	即座に対策が必要
×△、△×	かなり大きい	4	根本的対策が必要
×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策が必要
△○、○△	かなり小さい	2	現時点では必要なし（様子を見る）
○○	極めて小さい	1	対策の必要なし

作業区分		作業手順・作業内容	急所	危険ポイント （～なので～になる）	ﾘｽｸの見積り (A)	(B)	ﾘｽｸ	安全対策（危険度２以下へ） （私達はどうする）	ﾘｽｸの再見積り (A)	(B)	ﾘｽｸ
準備工	作業確認	作業の打合せ(KY)を行なう	作業員全員で	手順を間違えて思わぬケガをする	△	×	4	全員で手順書、KYの内容を周知する	○	○	1
		作業員の役割（運転手、助手）を決める	免許証・免許区分の確認を運転手・助手の二人で行って	免許区分の理解不足で、無免許運転をしてしまう	○	×	3	乗車時に必ず免許区分明示車両ｽﾃｯｶｰを確認する	○	△	2
		作業場所及び車線を確認する	上下、kp等の情報を踏まえ、作業員全員が理解できるように	/	/	/	/	/	/	/	/
		規制形態・内容を確認する	規制簿を用いて	/	/	/	/	/	/	/	/
		監視員兼補助者を指名し、ヘルメットバンドによる明示をする	作業員全員で確認する	段取り不足により、監視員不在のまま作業し事故になる	○	×	3	KY活動時に作業員全員で周知確認する	○	○	1
		作業域後方に緩衝材つき防護車両を配置する。 ※線形等により防護車両と作業箇所の離隔が離れてしまう場合（概ね30m以上)はラバコンを適宜設置し明示をすること。	作業現場を作業員全員で確認し、作業箇所後方に防護車両を配置する	/	/	/	/	/	/	/	/
		安全対策の確認	作業員全員で確認する	突然落下防止対策装置が破損して思わぬ事故になる	○	×	3	落下防止対策装置の破損がないか、また、設置位置を確認し落下防止となっているか確認する。	○	○	1
	機材確認	シラスンダー動作確認及び点検を行う	朝礼時に作業員全員で毎日動作確認をする	電池切れて緊急時、逃げるのが遅れる	△	×	4	毎日動作確認をし、電池が減ったら交換する	○	○	1
		使用機器、規制機材の数量、積載を確認及び点検を行う	規制形態に合わせて ※台車はストッパー機能付とする	/	/	/	/	/	/	/	/
	車両確認	セーフティーバイブル	25.車両回送手順書に則る								
	作業車両準備										
	作業車両点検										
	出発準備										
本作業	出発										
	車両移動停止										
	逸走防止										
	開始連絡	一宮管制センターに規制開始の連絡をする	規制予定整理番号等内容を確認して	/	/	/	/	/	/	/	/
	防護車両の設置	作業箇所後方に緩衝材付防護車両を配置する。	作業箇所の安全確保のために後方に緩衝材付防護車両を配置して	作業箇所と防護車両の離隔が離れすぎてしまい、一般車が突っ込み事故となる	△	×	4	作業現場を作業員全員で確認し、作業箇所後方に防護車両を配置する ※線形等により防護車両と作業箇所の離隔が離れてしまう場合、ラバコンを適宜配置する。	○	○	1
	ラバコン設置	線形が悪く、防護車両と作業箇所の離隔が離れてしまう場合（概ね30m以上）	台車のストッパー機能を確認して	台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する	△	△	3	使用しない時は裏向き、Gr外側もしくは路肩側に仮置きする 強風の場合はウェイトを置く	○	○	1
		基本2人1パーティーにて台車を使いラバコンを設置する （ラバコン設置員、上流監視員）	必ず、パーティーひとりひとりが決められた役割をしっかりと行い	各自の役割の認識不足により思わぬ事故になる	○	×	3	KY活動時に作業員全員で周知確認する	○	○	1
		ラバーコーンを設置する	①設置位置及び向きを統一させて	一般車が規制材にぶつかる	△	×	4	必ず上流監視員を配置する	△	○	2
			②必ず上流監視員を配置し	後方の走行車両に気づかず追突・接触される	△	×	4	作業時は必ず一人監視員を配置し 周囲に注意して作業を行う	△	○	2
	交通監視・交通誘導	作業箇所後方にてで交通監視を行う	①走行車両から見える配置位置で ②十分な監視が行える場所で極力車道から離れた位置で ③緊急退避場所（逃げ場）の確認を行い	走行車両からの視認が確保されず、 走行車両と監視員との接触を起こす	△	×	4	走行車両からの視認性を確認できれば、 極力走行車線側から離れた場所での監視を行う。 また、緊急時の非難・退避場所の確認を行う。	△	○	2
本作業	ラバコン撤去	①撤去前現地打ち合わせ ②監視員兼補助者を指名しヘルメットバンドにより明示する	①供用車線とは反対方向にラバコンを振る。 ②作業員全員で確認する	①供用車線方向にラバコンを振り車に接触し事故になる ②段取り不足により、監視員不在のまま作業し事故になる	○	×	3	供用車線とは反対側へラバーコンを振り（持ち上げ）補助員へ受け渡す。	○	○	1
		基本2人1パーティーにて台車を使いラバコンを撤去する （ラバコン撤去員、上流監視員） ラバコン回収は、走行車線の反対側から受渡する。	台車のストッパー機能を確認して	台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する	△	△	3	使用しない時は裏向き、Gr外側もしくは路肩側に仮置きする 強風の場合はウェイトを置く	○	○	1
			必ず、パーティーひとりひとりが決められた役割をしっかりと行い	各自の役割の認識不足により思わぬ事故になる	○	×	3	KY活動時に作業員全員で周知確認する	○	○	1
	規制解除連絡	一宮管制センターに規制解除連絡を行う	規制材撤去完了後	/	/	/	/	/	/	/	/
	基地帰着及び駐車	25.車両回送手順書に則る									
	後処理	運転日報・車両使用日報を作成する	責任者への報告・確認も忘れずに	/	/	/	/	/	/	/	/
規制全般	共通	①規制に係るものは危険を感じたとき、笛を吹くこと ②上流監視員は常に笛をくわえて、危険を感じたときは遅滞なく笛を吹くこと ③上流監視員は、作業の打合せ(KY)で危険時の合図を確認する。（長いピーの合図で車両は緊急停止する） ④運転手は、窓を開け笛の音が確保できるようにすること ⑤落下防止対策装置による安全対策を実施することを、作業員全員で確認する。	車の動向に注意を払いながら作業して 専任の上流監視員だという意識を持ち、常に車の動向に注意して(※上流監視員の業務は上流監視とラバコン補助業務を兼ねる) 作業員全員で緊急停止合図を確認する 危険措置が講じれる体制を準備しておく 落下防止対策装置の装備しているか、また、落下防止対策装置を設置しても作業員が落下しないことも確認する	車の接近に対して注意を怠り、車の接近に気づくのが遅れて事故になる	○	×	3	車の動向から目を離さないで常に注意を払う	○	○	1